北九州市部活動地域展開ポータルサイト運営・機能整備等業務委託
公募型プロポーザル方式実施説明書

1 業務委託名

北九州市部活動地域展開ポータルサイト運営・機能整備等業務委託

2 業務内容

北九州市が進める部活動の地域展開について、地域クラブ及び指導者の管理・連絡・研修等を ICT により効率化し、地域クラブ活動の円滑かつ持続可能な運営を支援する業務の委託を行うもの。
（※詳細は、別紙仕様書のとおり）。

3 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 事業に係る予算上限額

16,850,000 円（消費税および地方消費税相当額を含む額）

5 参加資格

（1）参加資格の要件

次の各号のいずれにも該当する者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定にいずれにも該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格者名簿に記載されていること。なお、参加申出の時点において、提案者が有資格業者名簿に記載されるための審査の申請を行ない、受託候補者の特定の日までに有資格業者名簿に記載されることが見込まれる場合は、 下記の「参加資格の喪失」にかかわらず、参加資格の要件を満たす者として取り扱うことができる。

ウ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

（2）参加資格の喪失

提案者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、当該プロポーザル方式に係る参加資格を失うものとし、また、既に提出された提案は無効とする。

ア 本書に規定する参加資格の要件を満たす者ではなくなった場合

イ 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触したとき
ウ 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

6 公募型プロポーザル実施スケジュール

(1)公募開始　令和8年11月18日(水)
(2)質問書の提出期限　令和8年11月25日(水)12時まで
(3)質問書への回答(予定)　令和8年11月26日(木)
(4)参加表明書提出期限　令和8年11月27日(金)17時まで
(5)提案書・見積書等提出期限　令和8年12月4日(金)12時まで
(6)書面審査実施・審査集計　令和8年12月8日(火)
(7)受託候補者決定　令和8年12月8日(火)

※以後のスケジュールは受託候補者との協議により決定する。
※各実施日は、事務の都合により変更される場合あり。

7 事前説明会

企画提案書の作成等について、説明会は開催せず仕様書をもって説明会に代える。仕様書等に疑義、不明な点等がある場合は、メールもしくは電話にて、担当者に説明を求めること(8も参照のこと)。

8 質問の受付

質問がある場合は、以下のとおり質問書(様式1)を提出すること。
※提出の際、ファイル名を【貴社名__質問書】とすること
(1)提出期限 令和8年11月25日(水)12時まで
(2)提出方法 電子メール
件名に【部活動地域展開ポータルサイト運営・機能整備等業務】と明記の上、送信すること。
(3)提出先 「17 担当・問合せ先・提出先」参照
※送信確認のため、必ず北九州教育委員会企画調整課まで電話連絡を行うこと。(電話:093－582－2357)
(4)回答予定日:令和8年11月26日(木)

9 参加の申出

参加を希望する事業者は、参加資格者の要件を確認の上、参加申出書(様式2)に必要事項を記入して提出すること。なお、添付書類として、会社(団体)概要(様式3)の提出をすること。
(1)提出期限 令和8年11月27日(金)17時まで(必着)
(2)提出方法 電子メール

(3)提出先　「17　担当・問合せ先・提出先」参照

※送信確認のため、必ず北九州教育委員会企画調整課まで電話連絡を行うこと。(電話:093－582－2357)

(4)その他

期限内に参加表明書の提出のない者は本プロポーザルへの参加を認めない。なお、参加表明後、企画提案をとりやめる場合は辞退届(様式5)の提出を必要とする。

10　企画提案書の提出について

参加希望者は、期限までに下記の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。また、提案にかかる費用については事業者の負担とする。

(1)提出書類

ア　企画提案書表紙(様式3のとおり)

イ　企画提案書(様式自由)

・A4横、片面刷り、20枚以内、左綴じを基本とする。また、提案書にはカバー等せず、ステープル止めで提出すること。

・記載する内容は、「12　企画提案書の記載事項について」のとおり。

ウ　見積書(様式自由)

・企画提案する内容に係る経費の内訳が明確にわかるよう詳細に記載すること。

・金額は円単位とし、消費税及び地方消費税相当額を抜いた額及び含む額の金額を記入すること。

・提出された見積書は評価項目の1つではあるが、契約金額は受託候補者決定後に具体的な内容を確定して決定する。

※見積額が予算を超えた場合、失格とする。

エ　会社(法人)概要(様式4のとおり)

(2)提出方法等

ア　書面

・提出部数は正本1部、副本5部の計6部とし、正本1部は原本、副本5部はコピー可。

・副本については、社名、所在地、社名が特定できる情報は削除するかマスキングして隠すこと。

・郵送若しくは持参にて提出すること。

※郵送の場合は書留郵便で、下記期限必着のこと。

イ　データ

・メールにて提出。直接添付もしくはオンラインストレージでも可。

・ファイル形式はPDF形式にて提出すること。

・件名に【部活動地域展開ポータルサイト運営・機能整備等業務】と明記の上、

送信すること。
・ファイル名を【貴社名＿様式名】とすること。
※送信確認のため、必ず北九州教育委員会企画調整課まで電話連絡を行うこと。（電話：093－582－2357）

（3）提出先 「17 担当・問合せ先・提出先」参照

（4）提出期限 令和8年12月4日（金）12時（必着）
※提出の期限を過ぎた場合、失格とする。

11 企画提案書の記載事項について

企画提案書に記載する内容は、図や表などを用いて、わかりやすく簡潔に記載し、以下項目を含めること。また、専門用語を使用する場合は、注釈を付け、一部業務の再委託や外部サービスの使用等を予定している場合は、その再委託先や内容についても記載すること。

（1）企画提案の妥当性・理解度
本業務の方針を詳細に記述すること。

（2）業務実績・担当体制
サイト公開予定日、成果物の納期までの工程、事業実施スケジュールを詳細に記述すること。類似業務の実績有無、実績有の場合は、ポートフォリオを記載すること。担当者の専門性・役割、業務量を記載すること。

12 審査

審査は、提出された企画提案書及び見積書に基づいて審査委員会による審査を行い、受託候補者を特定する。

（1）審査方法
ア プロポーザル方式審査委員会（審査員4名）により決定する。
イ 審査員は、別紙「評価基準表」に従い、提出された企画提案書、見積書（各企業の名前を伏せた状態）を踏まえて審査する。
ウ 集計結果をもとに、参加者の順位を決め、最優秀提案者を決定する。
エ ウが同点の場合、見積金額の最も低い者を選定するものとし、見積金額の最も低い者が複数の場合は、（3）の審査会にて提案書の再審査を行う。

（2）評価項目・評価内容・配点
別紙「評価基準表」参照

（3）審査会（書面審査）の実施
企画提案書及び見積書の内容について、書面審査を実施する。

（4）受託候補者の選定
欠格者を除き、評価点の最も高い提案者を受託候補者として選定し、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。

13 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、提案者全員に次の事項を通知する。

(1)受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨

(2)当該提案者の順位及び点数

(3)受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について所定の期限までに説明を求めることができる旨

14 審査結果の公表

受託候補者を特定した場合は、市ホームページに次の事項を公表する。

(1)受託候補者の商号又は名称

(2)提案者数

(3)提案者(受託候補者のみ商号又は名称を表示)の評価結果

(4)審査委員会の委員(外部委員を含む)の氏名及び職名(職業)

(5)審査会における主な意見

(6)市の主な特定理由

15 受託候補者との契約締結

(1) 市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、公募型プロポーザル方式の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。

(2) 協議が整った場合は、受託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による契約の締結を行う。

(3) 契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則(以下「契約規則」という。)第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様。

(5) 受託候補者が「5(1)参加資格の喪失」に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記(4)と同様に処理を行う。

(6) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規定の定めに従い処理する。

16 その他

受託候補者の決定後、仕様書を企画提案にあわせる必要がある場合や、国が新たに制度の詳細を示したことにより仕様書の一部を変更する必要がある場合は、

市と受託候補者で協議して対応することとします。なお、その内容についてはプロポーザル方式審査委員会委員への報告を行います。

17 担当・問合せ先・提出先

北九州市教育委員会企画調整課（担当：秋吉、野木）
住所：北九州市小倉北区大手町1－1　小倉北区役所庁舎　東棟6階
電話：093－582－2357
メールアドレス：kyou-kikaku@city.kitakyushu.lg.jp